

アクトシティ浜松条例施行規則の一部を改正する規則

アクトシティ浜松条例施行規則（平成 6 年浜松市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(利用許可の申請)		(利用許可の申請)	
第 2 条 (略)		第 2 条 (略)	
2 前項に規定する申請の時期は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。		2 前項に規定する申請の時期は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	
利用区分	申請の時期	利用区分	申請の時期
大ホール、中ホール及び展示イベントホールの利用（コンgresセンター又は研修交流センターを併せて利用する場合を含む。）並びにコンgresセンターの全館利用（研修交流センターを併せて利用する場合を含む。）	利用しようとする日の18月前から	大ホール、中ホール及び展示イベントホールの利用（コンgresセンター又は研修交流センターを併せて利用する場合を含む。）並びにコンgresセンターの全館利用（研修交流センターを併せて利用する場合を含む。）	利用しようとする日の18月前から30日前まで
研修交流センター（音楽工房ホールに限る。）の利用	利用しようとする日の12月前から	研修交流センター（音楽工房ホールに限る。）の利用	利用しようとする日の12月前から14日前まで
		屋上公園その他の附帯施設	利用しようとする日の6月前から20日まで
コンgresセンターの一部利用及び研修交流センター（ <u>音楽工房ホールを除く。</u> ）の利用	利用しようとする日の6月前から	コンgresセンターの一部利用及び研修交流センター（ <u>602会議室に限る。</u> ）の利用	利用しようとする日の6月前から7日前まで
		研修交流センター（ <u>音楽工房ホール、602会議室及び音楽セミナー室を除く。</u> ）の利用	利用しようとする日の6月前から3日前まで
		研修交流センター（ <u>音楽セミナー室に限る。</u> ）の利用	利用しようとする日の6月前から前日まで
ホールを利用しない場合におけるリハーサル室の利用	利用しようとする日の1月前から	ホールを利用しない場合におけるリハーサル室の利用	利用しようとする日の14日前から3日前まで
(附帯設備の利用料金)		(附帯設備の利用料金)	
第 5 条 条例別表の 1 の (2)、同表の 2 の (2)、		第 5 条 条例別表の 1 の (2)、同表の 2 の (2)、	

同表の 3 の (2) <u>及び同表の 4 の (2)</u> の規則で定める額は、別表のとおりとする。 (利用料金の減免) 第 7 条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。 (1) (略) (2) <u>条例別表の 1 の備考の 4 に規定する場合の利用料金</u> (3) <u>条例別表の 1 の (2)、同表の 2 の (2)、同表の 3 の (2) 及び同表の 4 の (2)</u> に規定する附帯設備の利用料金 (4)・(5) (略) 3 (略) (利用料金の還付) 第 8 条 条例第 1 2 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その還付する額は当該各号に定めるものとする。 (1) (略) (2) <u>前号</u>に掲げる利用以外の利用の場合において利用者が利用しようとする日の 1 4 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 全額 (3) (略) 2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第 1 号 <u>又は第 2 号</u> の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。	同表の 3 の (2) <u>、同表の 4 の (2) 及び同表の 6</u> の規則で定める額は、別表のとおりとする。 (利用料金の減免) 第 7 条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。 (1) (略) (2) <u>条例別表の 1 の (2)、同表の 2 の (2)、同表の 3 の (2) 、同表の 4 の (2) 及び同表の 6</u> に規定する附帯設備の利用料金 (3)・(4) (略) 3 (略) (利用料金の還付) 第 8 条 条例第 1 2 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その還付する額は当該各号に定めるものとする。 (1) (略) (2) <u>研修交流センター(音楽工房ホールに限る。)</u> を利用する場合において利用者が利用しようとする日の 3 0 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 全額 (3) <u>前 2 号</u>に掲げる利用以外の利用の場合において利用者が利用しようとする日の 1 4 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 全額 (4) (略) 2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第 1 号 <u>から第 3 号まで</u> の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 大ホール及び中ホール

種別			利用区分	金額	摘要		
大ホール	照明	照明設備セットA		午前・午後・夜間 各1回につき	円	1式	
		照明設備セットB			160,130	調光装置を含む。	
		照明設備セットC			120,140	特殊機器は、含まない。	
		調光装置			48,000		
		フットライト			7,940	1式	
		花道フットライト			1,560	1列	
		ローアーホリゾンライト			780		
		ボーダーライト			3,140		
		アッパーホリゾンライト			1,560		
		コンダクタースポットライト			4,790		
		フロントサイドスポットライト			930	1台	
		スポットライト			930		
					2kW以上	930	
					1.5kW	780	
					1kW	620	
		ストリップライト			1kW未満	470	
		センターピンスポットライト			470		
		特殊機器	エフェクトプロジェクタースポットライト		6,360		
	効果器		1,560	1台			
	ストロボ		1,560	効果器は、含まない。			
	ミラーボール		1,560	1台			
	星球		1,560	1式			
	映写	大型映像装置		48,000	1式		
		スクリーン		7,940	スクリーンを含む。 1式 リア投影用		
	音響	音響調整装置		12,800	1式		
		マイクロホン			マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。		
		コンデンサーマイクロホン		1,560	1本		
		ワイヤレスマイクロホン		3,140	マイクロホンスタンドを含む。		
		つりマイクロホン装置		3,140			
				3点つり	1,560	1式	
		1点つり		780	マイクロホンは、含まない。		
		マイクロホンスタンド		230	1本		
		オーディオレコーダープレーヤー		1,560	1台		
		移動用ミキサー卓		3,140			
		小型移動用ミキサー卓		1,560			
		客席音響調整席		1,560	1式		
		移動用パワーアンプ		3,140			
	移動用ステージスピーカー		1,560	1台			
	大型						

		小型
舞台	舞	オーケストラピット
		音響反射板
		仮設花道
		所作台
		金びょうぶ
		日舞用囲いパネル
		紗幕
		ジョーゼット幕
		地がすり
		上敷
		毛せん
		長座布団
		高座用座布団
		バレエシート
		振り落とし装置
		雪かご
		平台
		指揮者台
		オーケストラピット用指揮者台
		譜面台
		譜面灯
		演台
		司会者台
		花台
		めくり台
		机
		いす
その他	そ	ピアノ
		コンサート型A
		コンサート型B
	他	ティンパニー
		シロフォン
		マリンバ
		グロッケン
		ビブラフォン
		チャイム
		バスドラム
		どら
		特殊電源
中ホール	照	照明設備セットA
		照明設備セットB
	明	調光装置
		ダウンライト
		ローアーホリゾントライト
		スポットライト
		1.5kW
		1kW
		センターピンスポットライト

780	
15,950	1式
9,590	
15,950	1式 鳥屋囲い及び仮設花道用所作台を含む。
23,960	1式
2,360	1双
2,360	1式
2,360	1枚
3,140	1式
1,560	1枚
470	
300	
150	
150	
1,560	1本
470	1式
300	1台
300	
470	
1,560	
150	
150	
1,560	
780	
470	1式
230	1台
300	
150	1脚
15,950	1台
11,150	調律代は、含まない。
1,560	1台
1,560	
3,140	
1,560	
2,360	
2,360	
1,560	
1,560	
300	1kW以内、1kW増すごとに300円
41,640	1式
28,830	調光装置を含む。 特殊機器は、含まない。
4,790	1式
12,800	
3,140	1列
780	1台
620	
4,790	

	殊 機 器	エフェクトプロジェクタースポットライ ト	
		効果器	
		ストロボ	
		ミラーボール	
		星球	
	映 写	大型映像装置	
		スクリーン	
	音 響	音響調整装置	
		マイクロホン	
		コンデンサーマイクロホン	
		ワイヤレスマイクロホン	
		つりマイクロホン装置	3点つり
			1点つり
		マイクロホンスタンド	
		オーディオレコーダープレーヤー	
移動用ミキサー卓			
小型移動用ミキサー卓			
移動用ステージスピーカー			
舞 台	金びょうぶ		
	吸音幕		
	吸音ボード		
	平台		
	指揮者台		
	譜面台		
	演台		
	司会者台		
	花台		
	めくり台		
	机		
	いす		
	そ の 他	パイプオルガン	
ピアノ		コンサート型A	
		コンサート型B	
特殊電源			
リ ハ ー サ ル 室	音響設備セットA		
	音響設備セットB		
	マイクロホン		
	ワイヤレスマイクロホン		
	グランド型ピアノ		
そ	移動式姿見		

1,560	1台 効果器は、含まない。
1,560	1台
1,560	
1,560	
1,560	1式
31,970	1式 スクリーンを含む。
3,140	1式
6,360	1式 マイクロホン及びマ イクロホンスタンド 各2本を含む。
1,560	1本
3,140	マイクロホンスタン ドを含む。
3,140	
1,560	1式
780	マイクロホンは、含ま ない。
230	1本
1,560	1台
3,140	
1,560	
780	
2,360	
2,360	1双
2,360	1枚
2,360	1式
300	1台
470	
150	
1,560	
780	
470	1式
230	1台
300	
150	1脚
39,990	1式 調律代は、含まない。
15,950	1台
11,150	調律代は、含まない。
300	1kW以内、1kW増すごと に300円
4,790	1式
3,140	マイクロホン及びマ イクロホンスタンド 各1本を含む。
1,560	1本
3,140	マイクロホンスタン ドを含む。
6,360	1台 調律代は、含まない。
1,560	1台

の 他 の 共 用 物 品	展示パネル	300	
---------------------------------	-------	-----	--

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。以下の表において同じ。
- 2 午前9時前又は午後10時後に附帯設備を利用する場合の附帯設備の利用料金は、午前3時から午前9時まで及び午後10時から翌日午前3時までの区分ごとにこの表に定める額とする。

2 コングレスセンター

種別			利用区分	金額	摘要
照明	スポットライト		午前・午後・夜間 各1回につき	円	1式
				1,560	調光装置を含む。
映写	映像設備セットA			31,970	1式
	映像設備セットB			9,590	スクリーンを含む。
	映像設備セットC			6,360	
	映像設備セットD			3,140	
	レーザーポインター			470	1台
	スクリーン	大型		3,140	1式
		中型		2,360	
		小型		1,560	
移動用		780			
音響	音響設備セットA			12,780	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。
	音響設備セットB			9,590	
	音響設備セットC			4,790	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。
	音響設備セットD			2,360	スピーカー付き移動用音響調整卓1式、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。
	移動用スピーカー			1,560	1台
	マイクロホン			1,560	1本
	ワイヤレスマイクロホン		3,140	マイクロホンスタンドを含む。	
	マイクロホンスタンド		230	1本	
	その他	移動ステージ		470	1台
		展示パネル		300	
特殊電源		300	1kW以内、1kW増すごとに300円		

備考 午前9時前又は午後9時30分後に附帯設備を利用する場合の附帯設備の利用

料金は、午前3時から午前9時まで及び午後9時30分から翌日午前3時までの区分ごとにこの表に定める額とする。

3 展示イベントホール

種別		利用区分	金額	摘要
照明	調光装置	午前・午後・夜間 各1回につき	円 3,140	1式
	サスペンションライト装置		3,140	1列 スポットライトは、含まない。
	スポットライト		620	1台
	移動用簡易照明設備		7,940	1式
映写	大型映像装置		31,970	1式 スクリーンを含む。
	小型映像設備セット		6,360	1式
	スクリーン		3,140	
	移動用スクリーン		780	
音響	音響調整装置		9,590	1式 マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。
	移動用音響設備セット		2,360	スピーカー付き移動用音響調整卓1式、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。
	移動用スピーカー		1,560	1台
	マイクロホン		1,560	1本
	ワイヤレスマイクロホン		3,140	マイクロホンスタンドを含む。
	マイクロホンスタンド		230	1本
	オーディオレコーダープレーヤー		1,560	1台
舞台	移動ステージ		780	1台
	演台		1,560	1式
	司会者台		780	
	花台		470	
	黒幕		780	1枚
その他	フォークリフト	1利用につき	4,790	1台
	高所作業車		4,790	
	机		80	
	いす		50	1脚
	展示パネル		300	1台
	特殊電源		300	1kW以内、1kW増すごとに300円
	ユーティリティ設備		60	1kWh
	仮設電源		540	1m ³
	仮設上水			

備考 午前9時前又は午後10時後に附帯設備を利用する場合の附帯設備の利用料金は、午前3時から午前9時まで及び午後10時から翌日午前3時までの区分ごとにこの表に定める額とする。

4 研修交流センター

種別			利用区分	金額	摘要
照明	スポットライト		午前・午後・夜間 各 1 回 に つき	円	1式
				1,560	調光装置を含む。
映写	映像設備セットA			15,950	1式
	映像設備セットB			9,590	スクリーン含む。
	映像設備セットC			6,360	
	映像設備セットD			3,140	
	レーザーポインター			470	1台
	スクリーン	大型		3,140	1式
		小型		1,560	
移動用・天吊型		780			
音響	音響設備セットA			9,590	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各2本を含む。
	音響設備セットB			4,790	音響調整卓1式、スピーカー、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。
	音響設備セットC			2,360	スピーカー付き移動用音響調整卓1式、マイクロホン及びマイクロホンスタンド各1本を含む。
	移動用スピーカー			1,560	1台
	マイクロホン			1,560	1本
	ワイヤレスマイクロホン		3,140	マイクロホンスタンドを含む。	
	マイクロホンスタンド		230		
	その他	ピアノ	コンサート型	11,150	1台
			グランド型	6,360	調律代は、含まない。
			電子型	1,560	1台
シンセサイザー		1,560	1式		
ドラムセット		1,560			
アンプ		780	1台		
いす		150	1脚		
譜面台		150	1台		
小型移動用スピーカー		780	1式		
移動ステージ		470	1台		
平台		300			
展示パネル		300			
特殊電源		300		1kW以内、1kW増すごとに300円	

備考 午前9時前又は午後9時30分後に附帯設備を利用する場合の附帯設備の利用料金は、午前3時から午前9時まで及び午後9時30分から翌日午前3時までの区分ごとにこの表に定める額とする。

5 屋上公園その他の附帯施設

種別		利用区分	金額	摘要
その	いす	午前・午後 各 1 回	円 30	1脚

他	特殊電源	につき	300	1kW以内、1kW増すごとに300円
---	------	-----	-----	--------------------

備考

- 1 午前とは午前9時から午後零時まで、午後とは午後1時から午後5時までをいう。
- 2 午前9時前又は午後5時後に附帯設備を利用する場合の附帯設備の利用料金は、午前3時から午前9時まで及び午後5時から翌日午前3時までの区分ごとにこの表に定める額とする。

附 則

- 1 この規則は、令和11年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の利用に関し、改正後の第2条第2項、第5条、第7条第2項、第8条及び別表の規定に係るアクトシティ浜松条例（平成5年浜松市条例第40号）第8条の規定による利用の許可並びに同条例第10条から第12条までの規定による利用料金の徴収、減免及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。

（あらし）

この規則は、利用許可に係る申請の時期の整理及び附帯設備の利用料金の見直しを行うとともに、アクトシティ浜松条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。